

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年5月10日(2007.5.10)

【公表番号】特表2006-527613(P2006-527613A)

【公表日】平成18年12月7日(2006.12.7)

【年通号数】公開・登録公報2006-048

【出願番号】特願2006-515957(P2006-515957)

【国際特許分類】

A 6 1 B 18/14 (2006.01)

A 6 1 B 18/12 (2006.01)

A 6 1 B 1/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/39 3 1 5

A 6 1 B 17/39 3 1 7

A 6 1 B 17/39 3 2 0

A 6 1 B 1/00 3 3 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月9日(2007.3.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

内視鏡またはカテーテルのための電気外科用器具であって、

内視鏡の器具通路(1)またはカテーテル内管を介して導入可能な、少なくとも外面では導電的でない、遠位端部で開かれた、有利にはフレキシブルな管(7)が設けられており、該管の近位端部が、イオン化可能なガス、特にアルゴンのガス源(29)に接続可能であって、

前記管(7)内に長手方向で摺動可能な電極の接続ライン(9)が設けられており、該接続ラインの近位端部が高周波電流発生器(25)に接続可能であって、

電気外科用電極(11)が電極の接続ライン(9)の遠位端部に設けられており、

電極の接続ライン(9)の近位端部に接続された操作装置(13)が設けられており、該操作装置によって電気外科用電極(11)は、電極の接続ライン(9)を介して管(7)の遠位端部から外部へと摺動可能であって、管(7)内へと引き込み可能である形式のものにおいて、

管(7)の遠位端部に、該端部に対して相対的に定置の電極(33)が配置されており、該電極は、管(7)内に配置されたコンタクトエレメント(37)に導電的に接続されていて、該コンタクトエレメントは、電気外科用電極(11)が管(7)内に引き込まれた状態で、電気外科用電極(11)及び/又は電極の接続ライン(9)の遠位端部に電気的にコンタクトされることを特徴とする、内視鏡またはカテーテルのための電気外科用器具。

【請求項2】

管(7)が、電気的に絶縁的なフレキシブルなプラスチックホースとして形成されている、請求項1記載の電気外科用器具。

【請求項3】

定置の電極(33)のアクティブな電極面とコンタクトエレメント(37)との間の電

気的な接続部（35）が、電気外科用電極（11）に対して電気的に絶縁されている、請求項1又は2記載の電気外科用器具。

【請求項4】

定置の電極（33）のアクティブな電極面とコンタクトエレメント（37）との間の軸方向の領域に、前記電気的な接続部（35）を被覆する絶縁材料スリーブ（43）が設けられている、請求項3記載の電気外科用器具。

【請求項5】

電極接続ライン（9）及び／又は電気外科用電極（11）に少なくとも部分的に絶縁層（45）が設けられており、該絶縁層が、引き戻された位置でコンタクトエレメント（37；63；67）に重なる位置で終わっている、または切り欠かれている、請求項1から4までのいずれか1項記載の電気外科用器具。

【請求項6】

コンタクトエレメント（37）が、導電的な材料から成る、管（7）に挿入されたスリーブとして形成されている、請求項1から5までのいずれか1項記載の電気外科用器具。

【請求項7】

スリーブ（37）に、定置の電極（33）を形成する、前記管（7）のほぼ遠位端部にまで達する延長部（35；41）が設けられている、請求項6記載の電気外科用器具。

【請求項8】

スリーブ（37b）が、金属管（47）の区分として形成されている、請求項6又は7記載の電気外科用器具。

【請求項9】

スリーブ（37a，c）が金属ワイヤ巻線の区分として形成されている、請求項6又は7記載の電気外科用器具。

【請求項10】

金属ワイヤ巻線の区分（37a，c）に、定置の電極（33a，c）を形成する、前記管（7）のほぼ遠位端部にまで達する、延長部を形成する端部脚（41；41c）が設けられている、請求項9記載の電気外科用器具。

【請求項11】

前記管（7a，c）に絶縁材料スリーブ（43，43c）が挿入されていて、該絶縁材料スリーブが、該絶縁材料スリーブと管（7a，c）との間に前記延長部（41；41c）の少なくとも一部を有している、請求項6から10までのいずれか1項記載の電気外科用器具。

【請求項12】

スリーブ（37b）が、管（7b）のほぼ遠位端部にまで達していて、同時に定置の電極（33b）を形成している、請求項6又は8又は9記載の電気外科用器具。

【請求項13】

遠位端部の定置の電極（33b）を形成する領域と、近位端部のコンタクトエレメント（37b）を形成する領域との間のスリーブの内周面に、絶縁材料層（43b）が支持されている、請求項12記載の電気外科用器具。

【請求項14】

コンタクトエレメント（63；67）が、管（7d，e）に挿入されたスリーブ（59；59e）に保持されている、請求項1から6までのいずれか1項記載の電気外科用器具。

【請求項15】

スリーブ（59）が、定置の電極（33d）を形成する、前記管（7d）のほぼ遠位端部にまで達する延長部（61）を支持しており、該延長部が、管（7d）の遠位端部から軸方向の間隔を置いて、コンタクトエレメント（63）を形成している、請求項14記載の電気外科用器具。

【請求項16】

延長部（61）が、管（7d）の遠位端部の領域で、管（7d）に対してほぼ中央に、

その遠位端部に向かって突出していて、スリーブ（59）の領域でコンタクトエレメント（63）を形成しており、電気外科用電極（11d）がフレキシブルなワイヤループとして形成されている、請求項15記載の電気外科用器具。

【請求項17】

スリーブ（59e）が、管（7e）のほぼ遠位端部にまで達していて、定置の電極（33e）を形成しており、スリーブ（59e）が、半径方向でばね彈性的な、コンタクトエレメントを形成する少なくとも1つの舌片（67）を支持している、請求項14記載の電気外科用器具。

【請求項18】

操作装置（13）が、管（7）内に引き戻された位置において近位の方向への電気外科用電極（11）の運動を制限するストッパ手段（21）を有している、請求項1から17までのいずれか1項記載の電気外科用器具。

【請求項19】

操作装置（13）が、特にスイッチの形のセンサ手段（39）を有しており、該センサ手段が、管（7）に対して相対的な電極接続ライン（9）の位置に依存して、電気外科用電極（11）の引き込まれた位置を検出する、請求項1から18までのいずれか1項記載の電気外科用器具。

【請求項20】

電気外科用電極（11）がフレキシブルなワイヤループとして形成されている、請求項1から19までのいずれか1項記載の電気外科用器具。

【請求項21】

電気外科用電極（11c）が注射針として形成されていて、該注射針は、管（7c）内で摺動可能なホース（53）を介して操作装置に接続されている、請求項1から19までのいずれか1項記載の電気外科用器具。

【請求項22】

コンタクトエレメント（37）が管（7）内に、該管（7）の遠位端部から間隔をおいて配置されている、請求項1から21までのいずれか1項記載の電気外科用器具。